

広島県告示第六十三号

令和六年十一月二十日付け広島総第百十二号で申請の広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定によつて、申請のとおり許可した。

令和六年十二月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦